

決 議

決 議

熊本地震から2年。被災地はようやく復旧期から本格復興へ、より良いふるさと作りを目指す創造的復興期へと進みつつある。

地震から3年目となる平成30年度は、熊本挙げて復興に取り組まなければならない。

一方で、国難とも言える人口減少と超高齢化社会の到来を受け、町村を取り巻く環境は、旧来にも増して厳しい状況となっている。

こうした中、町村は増大する社会保障費などを抱えながら、子育て支援や地方創生などに懸命に取り組んでいる。しかしながら、多くの地域の課題を抱える町村においては脆弱な財政状況にあり、安定的な財源の確保と基金等を含めた財政基盤の健全化は、町村の長年の悲願であり、急務ともなっている。

また中山間地を含めた農山漁村の活性化、農林水産業の体質強化や経営安定化、TPP11への対策など、日本の国土保全や食糧供給にも関わる重要な課題も早急に解決されなければならない。人口減少が続く中で国土の荒廃や自治体機能の低下をどう防ぐのか、難題であるが乗り越えなければ展望は開けない。国には町村と共にこれまで以上に真剣に取り組む責務がある。

これら課題が山積するなかにあつて、我々町村長は相互の連携をより一層強化し、住民が笑顔で暮らせる地域づくり、町村づくりに邁進していく所存である。

その実現のため、下記事項について強く求める。

記

一、熊本地震からの復旧復興に要する中長期的な財源を継続的に確保し、地方負担への十分な手当て、税収不足などに対する財政措置を講じるとともに、被災者の生活再建、道路など被災インフラの早期復旧、被災農地などへの支援を図り、併せて災害に負けない基盤づくりなどへの支援にも強力に取り組むこと。

一、国家財政の健全化を図るための諸施策を展開するとともに、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

一、地方創生の実現に向けて必要な財源を継続的に確保するとともに、諸政策の展開に当たっては財政基盤が脆弱な町村に対する十分な配慮を行うこと。

一、持続可能な社会保障制度の確立へ向けて、運営主体となる町村への十分な財源措置及び人材確保の方策を講じること。

一、T P P協定に関して、適切な情報提供を行うとともに、国内の農林水産業の衰退につながることはないよう、現場に身近な地方の意見も十分踏まえた上で対策を講じること。

一、道州制は、さらなる市町村合併の強制や中央と地方の格差拡大を招き、地域の多彩な特色を失わせ、住民自治を衰退させるものである。熊本県町村会は、その導入に断固として反対する。

以上決議する

平成30年3月23日

第71回熊本県町村会定期総会